

行政不服審査法施行令の規定に基づく送付に要する費用の納付の
方法を定める要綱

行政不服審査法施行令（平成27年政令第 391号）第14条第2項の規定において読み替えて適用する同条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。